

京都府公報

号外 第4号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ	
○京都府企業版ふるさと納税基金条例 (総合政策室)	3	
○社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例等の一部を改正する条例 (高齢者支援課、障害者支援課)	〃	〃
		○京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例 (医療保険政策課) 23

本号で公布された条例のあらまし

◇京都府企業版ふるさと納税基金条例 (京都府条例第1号) (総合政策室)

1 制定の理由

地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(府の認定地域再生計画(同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。)に記載されている事業に限る。)の推進を図ることを目的とする京都府企業版ふるさと納税基金(以下「基金」という。)の設置に関し、必要な事項を定めるため、条例を制定するものである。

2 制定の内容

- (1) 基金の設置について定めることとした。(第1条関係)
- (2) 基金として積み立てる額について定めることとした。(第2条関係)
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管することとした。(第3条関係)
- (4) 基金の運用収益は、予算に計上し、基金に繰り入れることとした。(第4条関係)
- (5) 基金は、その設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、処分することができることとした。(第5条関係)
- (6) 知事は、財政上必要があると認めるときは、繰戻し方法等を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができることとした。(第6条関係)
- (7) その他基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定めることとした。(第7条関係)

3 施行期日

令和6年3月12日

◇社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例等の一部を改正する条例(京都府条例第2号) (高齢者支援課、障害者支援課)

1 改正の理由

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令(令和6年内閣府令第5号)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する命令(令和6年内閣府・厚生労働省令第3号)、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運

営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 16 号）及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 6 年厚生労働省令第 17 号）の施行を踏まえ、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

次に掲げる条例について、協力医療機関との連携体制の構築、利用者の意思決定の支援に関する取組等を新たな基準として規定する等、所要の改正を行うこととした。

- (1) 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 23 号）
- (2) 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 24 号）
- (3) 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 25 号）
- (4) 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 27 号）
- (5) 介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 28 号）
- (6) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 29 号）
- (7) 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 30 号）
- (8) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 32 号）
- (9) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 33 号）
- (10) 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 34 号）
- (11) 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成 24 年京都府条例第 35 号）
- (12) 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 36 号）
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 37 号）
- (14) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例（平成 24 年京都府条例第 40 号）
- (15) 介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例（平成 30 年京都府条例第 37 号）
- (16) 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和 3 年京都府条例第 12 号）

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日。ただし、2 の(4)の一部及び(5)の一部については同年 6 月 1 日、2 の(1)の一部、(4)の一部、(5)の一部、(6)の一部、(7)の一部及び(15)の一部については令和 7 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

所要の経過措置を設けることとした。

◇京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例（京都府条例第 3 号）（医療保険政策課）

1 改正の理由

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）による退職者医療制度の廃止を受けた、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和 6 年政令第 8 号）第 4 条の規定による国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（以下「政令」という。）の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正の内容

政令の読替え規定の削除に伴い、所要の規定整備を行うこととした。（第 3 条、第 4 条関係）

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

京都府企業版ふるさと納税基金条例
 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例等の一部を改正する条例
 京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

令和6年3月12日
 京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第1号

京都府企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業(府の認定地域再生計画(同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画をいう。)に記載されている事業に限る。)の推進を図るため、京都府企業版ふるさと納税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する基金の設置の目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

京都府条例第2号

社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例等の一部を改正する条例

(社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例の一部改正)

第1条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第23号)の一部を次のように改正する。

第27条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

- 2 軽費老人ホームは、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。
- 3 軽費老人ホームは、第1項の規定により協力医療機関を定めたときは、その名称等を知事に届け出るとともに、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認しなければならない。
- 4 軽費老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。
- 5 軽費老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 軽費老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該軽費老人ホームに速やかに当該入所者を入所させることができるよう努めなければならない。

第28条第1項中「重要事項」の右に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 軽費老人ホームは、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第35条第1項中「、交付」を削る。

(老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例の一部改正)

第2条 老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例(平成24年京都府条例第24号)の一部を次のように改正する。

第24条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」

に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 養護老人ホームは、前項の規定により協力医療機関を定めたときは、その名称等を知事に届け出るとともに、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認しなければならない。

3 養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 養護老人ホームは、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該養護老人ホームに速やかに当該入所者を入所させることができるよう努めなければならない。

（老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例の一部改正）

第3条 老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第25号）の一部を次のように改正する。

第22条の2中「医師」の右に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、同項の規定により定めた緊急時等における対応方法を見直すべきかどうかについて検討を行い、必要に応じて当該緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第27条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 特別養護老人ホームは、前項の規定により協力医療機関を定めたときは、その名称等を知事に届け出るとともに、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医

療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 特別養護老人ホームは、協力医療機関が、第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 特別養護老人ホームは、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該特別養護老人ホームに速やかに当該入所者を入所させることができるよう努めなければならない。第31条の2の次に次の1項を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第31条の3 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該特別養護老人ホームにおける入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（規則で定める方法により行われるものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第41条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームの施設長は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第49条中「、第31条、第31条の2及び第32条」を「及び第31条から第32条まで」に改める。

第53条中「、第31条の2、第32条」を「から第32条まで」に改める。

（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第4条 介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第27号）の一部を次のように改正する。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条第1項中「重要事項」の右に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第45条ただし書、第51条ただし書、第62条ただし書及び第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第82条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次の

1項を加える。

3 指定訪問リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、それぞれ介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第30号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条又は介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例（平成30年京都府条例第37号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準（規則で定める基準に限る。）を満たしているものとみなすことができる。

第87条第5項中「第4項」を「第5項」に改め、同条中同項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る訪問リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第102条ただし書及び第134条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第138条第3項中「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定通所リハビリテーション事業所が法第72条第1項の規定により法第41条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、それぞれ介護老人保健施設基準条例第3条又は介護医療院基準条例第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準（規則で定める基準に限る。）を満たしているものとみなすことができる。

第142条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同条中同項を第7項とし、第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 医師等の従業者は、リハビリテーションを受けていた医療機関から退院した利用者に係る通所リハビリテーション計画の作成に当たっては、当該医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書等により、当該利用者に係るリハビリテーションの情報を把握しなければならない。

第150条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第156条第5項中「前項の」を削り、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第167条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第167条の2 指定短期入所生活介護事業者は、当該指定短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（規則で定める方法により行われるものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第175条第7項中「前項の」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第180条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第185条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第192条第1項第1号中「介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第30号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例（平成30年京都府条例第37号）」を「介護医療院基準条例」に改める。

第195条第5項中「前項の」を削り、同条中第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第205条中「及び第167条」を「、第167条及び第167条の2」に改める。

第208条第1項中「ユニット型指定短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護の」に、「次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める施設又は設備」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）」に改め、各号を削り、同条第2項中「同項」を「指定介護予防サービス基準条例第193条第1項から第6項まで」に、「前項」を「前各項」に改め、同条中同項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の施設又は設備に関する基準は、次に掲げる施設又は設備を設けることとする。

- (1) ユニット
- (2) 機能訓練室
- (3) 浴室

(4) 前3号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

3 前項各号に掲げる施設又は設備の仕様等の基準は、規則で定める。

4 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の施設又は設備に関する基準は、次に掲げる施設又は設備を設けることとする。

(1) ユニット

(2) 機能訓練室

(3) 浴室

(4) 前3号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

5 前項各号に掲げる施設又は設備の仕様等の基準は、規則で定める。

6 介護医療院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所の施設又は設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備(ユニット型介護医療院に関するものに限る。)を設けることとする。

第210条第7項中「前項の」を削り、同条中第8項を第9項とし、第7項の次に次の1項を加える。

8 ユニット型指定短期入所療養介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第215条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第220条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第229条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第229条の2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第235条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 指定特定施設入居者生活介護事業者は、第1項の規定により協力医療機関を定めたときは、その名称等を知事に届け出るとともに、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認しなければならない。

4 指定特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9

項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定特定施設に速やかに当該利用者を入居させることができるよう努めなければならない。

第238条中「及び第160条」を「、第160条及び第167条の2」に改める。

第242条ただし書及び第252条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第257条第1項中「内容等」を「内容、福祉用具貸与計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行う時期等」に改め、同条中第6項を第9項とし、同条第5項中「福祉用具貸与計画の作成後、当該福祉用具貸与計画の実施状況の把握を行い」を「モニタリングの結果を踏まえ」に改め、同条中同項を第8項とし、第4項の次に次の3項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、福祉用具貸与計画の作成後、モニタリングを行うものとする。

6 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

7 福祉用具専門相談員は、モニタリングの結果を記録し、当該記録をサービスの提供に係る居宅サービス計画を作成した指定居宅介護支援事業者に報告しなければならない。

第262条第1項中「重要事項」の右に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第269条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第275条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、特定福祉用具販売計画の作成後、当該指定福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。(介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正)

第5条 介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事

業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第28号）の一部を次のように改正する。

第50条第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第51条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第52条第2項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第56条の4第1項中「認められる重要事項」の右に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第61条第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第62条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第63条第2項及び第66条第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第67条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第68条第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第81条第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に、「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、それぞれ介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第30号。以下「介護老人保健施設基準条例」という。）第3条又は介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例（平成30年京都府条例第37号。以下「介護医療院基準条例」という。）第4条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準（規則で定める基準に限る。）を満たしているものとみなすことができる。

第82条第2項、第90条第3項及び第91条第2項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第119条第1項第2号中「(以下この章において「看護職員」という。)」を削り、同条第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に、「前2項」を「第1項及び第2項」に改め、同条中同項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が法第115条の11において準用する法第72条第1項の規定により法第53条第1項本文の指定があったものとみなされた介護老人保健施設又は介護医療院である場合については、それぞれ介護老人保健施設基準条例第3条又は介護医療院基準条例第4条に規定する

人員に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準（規則で定める基準に限る。）を満たしているものとみなすことができる。

第120条第3項並びに第131条第1項ただし書及び第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第132条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第133条第3項及び第134条第7項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第138条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第141条第2項中「第2条」を「第2条第1項」に改め、「担当職員」の右に「及び同条第2項に規定する介護支援専門員」を加える。

第142条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第142条の2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（規則で定める方法により行われるものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第155条第7項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第159条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第168条第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第169条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第170条第2項、第171条第3項及び第175条第2項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第176条第1項第1号中「介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第30号）」を「介護老人保健施設基準条例」に改め、同項第4号中「介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例（平成30年京都府条例第37号）」を「介護医療院基準条例」に改め、同条第2項中「、前項」を「、同項」に改め、同条第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第179条第2項中「前項の」を削り、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防短期入所療養介護事業者は、身体的

拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第183条中「及び第142条」を「、第142条及び第142条の2」に改める。

第193条第1項中「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」を「介護老人保健施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護の」に、「次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じて、当該各号に定める施設又は設備」を「法に規定する介護老人保健施設として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護老人保健施設に関するものに限る。）」に改め、各号を削り、同条第2項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に、「に規定する設備」を「から第6項までに規定する設備」に、「前項」を「前各項」に改め、同条中同項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の施設又は設備に関する基準は、次に掲げる施設又は設備を設けることとする。

- (1) ユニット
- (2) 機能訓練室
- (3) 浴室
- (4) 前3号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

3 前項各号に掲げる施設又は設備の仕様等の基準は、規則で定める。

4 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の施設又は設備に関する基準は、次に掲げる施設又は設備を設けることとする。

- (1) ユニット
- (2) 機能訓練室
- (3) 浴室
- (4) 前3号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

5 前項各号に掲げる施設又は設備の仕様等の基準は、規則で定める。

6 介護医療院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の施設又は設備に関する基準は、法に規定する介護医療院として必要とされる施設及び設備（ユニット型介護医療院に関するものに限る。）を設けることとする。

第196条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第206条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第207条第5項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第212条の次に次の1条を加える。

(口腔衛生の管理)

第212条の2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者の口腔の健康の保持を図り、自立

した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各利用者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第216条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定により協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならない。

3 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、第1項の規定により協力医療機関を定めたときは、その名称等を知事に届け出るとともに、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認しなければならない。

4 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

5 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防特定施設に速やかに当該利用者を入居させることができるよう努めなければならない。

第219条中「第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）」を「第56条の8まで、第56条の10から第56条の11まで」に、「及び第141条の2」を「、第141条の2及び第142条の2」に改める。

第230条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第231条第5項及び第234条第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第236条中「第56条の11まで（第56条の9第2項を除く。）」を「第56条の8まで、第56条の10から第56条の11まで」に、「第213条まで」を「第212条まで、第213条」に改める。

第241条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第242条第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める。

第248条第1項中「認められる重要事項」の右に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条中第3項を第4項とし、第2項の次

に次の1項を加える。

3 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第253条第1項中「期間等」を「期間、介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）を行う時期等」に改め、同条第5項中「当該介護予防福祉用具貸与計画の実施状況の把握（以下この条において「モニタリング」という。）」を「モニタリング」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、介護予防福祉用具貸与計画に基づくサービス提供の開始時から6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、その継続の必要性について検討を行うものとする。

第254条第3項中「基準条例」を「指定居室サービス基準条例」に改める。

第258条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第259条第2項中「基準条例」を「指定居室サービス基準条例」に改める。

第267条に次の1項を加える。

5 福祉用具専門相談員は、対象福祉用具に係る指定特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、特定介護予防福祉用具販売計画の作成後、当該特定介護予防福祉用具販売計画に記載した目標の達成状況の確認を行うものとする。

（介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第6条 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第29号）の一部を次のように改正する。

第24条の2中「医師」の右に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、同項の規定により定めた緊急時等における対応方法を見直すべきかどうかについて検討を行い、必要に応じて当該緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 指定介護老人福祉施設は、前項の規定により協力医療機関を定めたときは、その名称等を知事に届け出るとともに、1年に1回以上、協力医療機関との

間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認しなければならない。

3 指定介護老人福祉施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 指定介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護老人福祉施設に速やかに当該入所者を入所させることができるよう努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の右に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護老人福祉施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 指定介護老人福祉施設は、当該指定介護老人福祉施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護老人福祉施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（規則で定める方法により行われるものを含む。）を定期的に開催しなければならない。

第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例の一部改正）

第7条 介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第30号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第25条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第33条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護老人保健施設は、前項の規定により協力医療機関を定めたときは、その名称等を知事に届け出るとともに、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認しなければならない。

3 介護老人保健施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関(次項において「第二種協定指定医療機関」という。)との間で、新興感染症(同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。)の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかに当該入所者を入所させることができるよう努めなければならない。

第34条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の右に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護老人保健施設は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第39条の2の次に次の1条を加える。

(入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第39条の3 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(規則で定める方法により行われるものを含む。)を定期的に開催しなければならない。

第52条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護老人保健施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等

の基準等に関する条例の一部改正)

第8条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員等の基準等に関する条例(平成24年京都府条例第32号)の一部を次のように改正する。

目次中「第150条の4」を「第150条の5」に、「第151条・」を「第151条一」に改める。

第2条第6号中「指定通所支援基準条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第7条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定居宅介護事業所以外」に改める。

第27条第2項中「当該居宅介護計画を」の右に「利用者及びその同居の家族並びに当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。)を行う者(以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。)」を加え、同条第3項中「居宅介護計画作成」を「第1項の居宅介護計画の作成」に改める。

第31条に次の1項を加える。

4 サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第47条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該基準該当居宅介護事業所以外」に改める。

第54条第3項中「(昭和22年法律第164号)」を削る。

第60条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第61条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同条中同項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「の見直し」を「を見直すべきかどうかについて検討」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の右に「及び指定特定相談支援事業者等」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議」の右に「利用者及び当該」を、「開催し」の右に「当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同条中同項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思、選好、判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第62条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第81条第1項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第96条中「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第96条の4第1号及び第2号中「第150条の3」を「第150条の4」に改める。

第107条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第121条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第122条第2項中「当該重度障害者等包括支援計画を」の右に「利用者及びその同居の家族並びに指定特定相談支援事業者等に」を加える。

第124条中「第30条」の右に「、第31条第4項」を加える。

第144条第1項第1号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第150条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第8章第5節中第150条の4を第150条の5とし、第150条の3を第150条の4とし、第150条の2の次に次の1項を加える。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第150条の3 共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所リハビリテーション事業所(指定居宅サービス基準条例第138条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。)の専用の部屋等の面積(当該指定通所リハビリテーション事業所が介護老人保健施設(介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。)又は介護医療院(同条第29項に規定する介護医療院をいう。)である場合にあっては、当該専用の部屋等の面積に利用者用に確保されている食堂(リハビリテーションに供用されるものに限る。)の面積を加えるものとする。)を、指定通所リハビリテーシ

ン(指定居宅サービス基準条例第137条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。)の利用者の数と共生型自立訓練(機能訓練)の利用者の数の合計数で除して得た面積が規則で定める面積以上であること。

(2) 指定通所リハビリテーション事業所の従業者の員数が、規則で定める数以上であること。

(3) 共生型自立訓練(機能訓練)の利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第151条中「第207条」を「地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(次条において「病院等基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)及び第207条」に改め、同条の次に次の1項を加える。

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第151条の2 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)事業者(病院等基準該当自立訓練(機能訓練)を行う病院又は診療所をいう。)が満たすべき基準は、規則で定める。

第160条及び第173条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第186条中「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第191条中「及び」を「、第181条第6項及び第7項(第1号を除く。)並びに」に、「第62条」を「第62条第1項」に、「第182条第1項」を「第181条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第190条第1項の工賃」と、第182条第1項」に改める。

第195条中「第148条」の右に「、第181条第6項及び第7項(第1号を除く。)」を加え、「まで及び」を「まで並びに」に、「第62条」を「第62条第1項」に、「第182条第1項」を「第181条第6項中「賃金及び第3項に規定する工賃」とあるのは「第194条第1項の工賃」と、第182条第1項」に改める。

第195条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第195条の7を次のように改める。

(実施主体)

第195条の7 指定就労定着支援事業者は、生活介護等(生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型をいう。)に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者就業・生活支援センター

のいずれかでなければならない。

第195条の17を次のように改める。

第195条の17 削除

第195条の18の見出し中「訪問」を「訪問等」に改め、同条中「おおむね週に1回以上、」を「定期的に」に、「こと」を「ことその他規則で定める方法」に改める。

第195条の20中「第61条中」を「第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第195条の20において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、第61条中」に、「同条第8項」を「同条第9項」に改める。

第196条中「又は食事」を「若しくは食事」に、「に行う」を「に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行う」に改める。

第199条の2第3項中「必要な援助」の右に「を行い、又はこれに併せて居宅における自立した日常生活への移行後の定着に必要な援助」を加える。

第199条の5中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第199条の6に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第199条の6の次に次の1条を加える。

(地域との連携等)

第199条の7 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（規則で定める方法により行われるものを含む。以下この条及び第202条の10において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、前項の規定による地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない

い。

4 指定共同生活援助事業者は、第2項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

第201条の4に次の2項を加える。

3 指定共同生活援助事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第202条中「、第77条」を削る。

第202条の2中「入浴、排せつ、」を「相談、入浴、排せつ若しくは」に、「の援助」を「の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第202条の3中「又は食事」を「若しくは食事」に、「の援助」を「の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第202条の10の見出しを「(地域との連携等)」に改め、同条第2項中「報告」を「協議会等における報告」に改め、同項を同条第7項とし、同条第1項中「、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては」を削り、「実施状況等」を「実施状況及び第2項の報告、要望、助言等の内容又は前項の評価の結果等」に改め、同項を同条第6項とし、同項の前に次の5項を加える。

日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、日中サービス支援型指定共同生活援助の提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、前項の規定による地域連携推進会議の開催のほか、

おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が日中サービス支援型指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならない。

4 日中サービス支援型指定共同生活援助事業者は、第2項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助事業者がその提供する日中サービス支援型指定共同生活援助の質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じる措置として知事が定めるもの（次項に規定するものを除く。）を講じている場合には、適用しない。

第202条の11中「、第77条」を削る。

第202条の12中「相談その他の日常生活上の援助」の右に「又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」を加える。

第202条の13中「又は食事」を「若しくは食事」に、「の援助」を「の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助」に改める。

第202条の22中「、第77条」を削る。

第203条第1項中「、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第58条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）を削り、同条第2項中「、指定医療型児童発達支援事業所」を削る。

第208条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第209条ただし書中「従事させる」を「従事させ、又は当該特定基準該当障害福祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させる」に改める。

第211条第1項中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第62条」を「第62条第1項」に改める。

第212条第1項中「第150条の4」を「第150条の5」に改める。

附則第6項中「第199条の6」を「第199条の6第1項」に改める。

附則第7項及び第8項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第9条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定

相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第5条第1項第1号イ並びに第2号ア及びウ中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第24条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

第25条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第26条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（第6項において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第25条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同条中同項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「の見直し」を「を見直すべきかどうかについて検討」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の右に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の右に「利用者及び当該を、「担当者等」の右に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の右に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同条中同項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思、選好、判断能力等について丁寧に把握しなければならない。第26条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第26条の次に次の2条を加える。

(地域との連携等)

第26条の2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（規則で定める方法により行われるものを含む。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 指定障害者支援施設は、前項の規定による地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 指定障害者支援施設は、第2項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、指定障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

(地域移行等意向確認担当者の選任等)

第26条の3 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第25条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第49条に次の2項を加える。

3 指定障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第56条を削り、第57条を第56条とし、第57条の2を第57条とする。

(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正)

第10条 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第34号）の一部を次のように改正する。

「第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針（第57条）

目次中 第2節 人員に関する基準（第58条・第

第3節 設備に関する基準（第60条）

第4節 運営に関する基準（第61条—第

59条）を「第3章 削除」に改める。

66条)」

第2条第3号中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、同条第5号中「、第57条に規定する指定医療型児童発達支援の事業」を削る。

第3条（見出しを含む。）中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第5条中「指導及び訓練」を「支援をし、又はこれに併せて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。）」に改める。

第7条第3項を次のように改める。

3 前2項に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者を置かなければならない。

第7条第4項を削り、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とする。

第8条ただし書中「同一敷地内にある他」を「当該指定児童発達支援事業所以外」に改める。

第10条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第11条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に

改め、「。以下この項において同じ」を削り、「及び便所」を「、便所、静養室」に改め、同項ただし書及び同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同条中同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業所において、治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

第11条第4項中「前項」を「第2項」に改め、同項ただし書中「場合は」の右に「、同項に規定する設備を除き」を加える。

第12条ただし書中「にあって」を「（児童発達支援センターであるものを除く。）にあって」に改める。

第24条第2項中「当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 次号に掲げる場合以外の場合 当該指定児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額
- (2) 治療を行う場合 前号に掲げる額のほか、当該指定児童発達支援のうち肢体不自由児通所医療（食事療養（健康保険法（大正11年法律第70号）第63条第2項第1号に規定する食事療養をいう。）を除く。以下同じ。）に係るものにつき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額

第25条中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

第26条第1項中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に、「の額」を「及び肢体不自由児通所医療費の額」に改める。

第27条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（指定児童発達支援の取扱方針）」を付し、同条第1項中「次条第1項」を「第28条第1項」に改め、同条第5項中「前項の規定による指定児童発達支援の質の評価及び改善の内容を」を「自己評価及び保護者評価並びに前項に規定する改善の内容を、保護者に示すとともに、」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項中「自ら評価」を「指定児童発達支援事業所の従業者による評価を受けた上で、自己評価」に、「保護者による評価」を「通所給付決定保護者（以下この条において「保護者」という。）による評価（以下この条において「保護者評価」という。）」に改め、同条中同項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2項を第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条及び次条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わ

なければならない。

第27条第1項の次に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

第27条の次に次の2条を加える。

第27条の2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに指定児童発達支援プログラム（前条第4項に規定する領域との関連性を明確にした指定児童発達支援の実施に関する計画をいう。）を策定し、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。
（障害児の地域社会への参加及び包摂の推進）

第27条の3 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長することができるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならない。

第28条第2項中「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第4項中「課題、」の右に「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた」を加え、同条第5項中「障害児」を「障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で、障害児」に改め、同条第7項中「通所給付決定保護者」の右に「及び当該通所給付決定保護者に対して指定障害児相談支援を提供する者」を加え、同条第8項中「の見直し」を「を見直すべきかどうかについて検討」に改める。

第29条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第31条の見出しを「（支援）」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第36条中「の支給」を「又は肢体不自由児通所医療費の支給」に改める。

第40条中「指導訓練室」を「発達支援室」に改める。

第41条の2第3項中「保護者」を「通所給付決定保護者」に改め、同条第4項中「の見直し」を「を見直すべきかどうかについて検討」に改める。

第43条中「は、障害児」を「（治療を行うものを除く。）は、障害児」に改める。

第56条の7第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、

「訓練に」を「支援に」に改める。

第3章を次のように改める。

第3章 削除

第57条から第66条まで 削除

第67条中「必要な訓練」を「必要な支援」に、「指導及び訓練」を「支援」に改める。

第70条第1項中「指導訓練室」を「発達支援室」に改め、同条第2項中「指導訓練室は、訓練」を「発達支援室は、支援」に改める。

第73条の4第1項中「指導訓練」を「発達支援」に改め、同条第2項中「指導訓練」を「発達支援」に、「訓練」を「支援」に改める。

第73条の8第2項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に、「業務又は」を「業務、」に、「の指導、知識技能の付与」を「及び知識技能の習得」に、「必要な訓練」を「必要な支援」に、「訓練等」を「この項において単に「支援」に、「及び当該障害児の訓練等」を「並びに当該障害児の支援」に、「訓練等に」を「支援に」に、「職業訓練又は」を「職業訓練若しくは」に改める。

第73条の14中「第25条」の右に「、第26条、第27条（第6項及び第7項を除く。）、第27条の2、第28条」を加え、「、第50条、第51条」を「から第51条まで」に、「、第53条から第56条まで及び第65条の2」を「及び第53条から第56条まで」に、「読み替える」を「、第28条第4項中「及びインクルージョンの観点を踏まえた」とあるのは「を踏まえた」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない」と読み替える」に改める。

第81条中「及び第5項」を削り、「を除く。）」の右に「、第27条の3」を加え、「、第50条、第51条、第52条第1項及び」を「から第51条まで、第52条第1項、」に改め、「、第65条の2」を削り、「第23条第2項中「次条」を「第17条中「いう。第52条第2項において同じ」とあるのは「いう」と、第23条第2項中「次条第1項」に、「第73条の12」と、「を」を「第81条において準用する第73条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第81条において準用する第73条の12第2項」と、第27条第1項及び」に、「第44条第1項」を「第27条第6項中「を受けて」とあるのは「及び当該事業所の訪問支援員が当該障害児に対して保育所等訪問支援を行うに当たって訪問する施設（以下「訪問先施設」という。）による評価（以下「訪問先施設評価」という。）を受けて」と、同条第7項中「自己評価及び保護者評価」とあるのは「自己評価、保護者評価及び訪問先施設評価」と、「保護者に示す」とあるのは「保護者及び訪問先施設に示す」と、第28条第4項中「第27条第4項に規定する領域との関連性及びインクルージョン」とあるのは「インクルージョン」と、同条第5項中「担当者等」とあるのは「担当者及び当該障害児に係る、訪問先の担当者等」と、第44条第1項に、「体制」を「体制」と、第49条第1項中「行わなければならない」とあるのは「行うよう努めなければならない

らない」に改める。

第82条中「第3項」を「第3項まで」に改め、「、第58条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあり、同条第2項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあり」を削る。

第84条第1項中「、第61条」を削り、同条第2項中「、第61条」及び「、指定医療型児童発達支援」を削り、「の事業又は」を「又は」に改め、同条第3項及び第4項中「、第61条」を削る。

第85条第1項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改め、「、第66条」を削り、同条第2項中「指定障害児通所支援事業者等」を「指定障害児通所支援事業者」に改める。

（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例の一部改正）

第11条 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設の人員等の基準等に関する条例（平成24年京都府条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号から第5号までの規定中「第24条の24第2項」を「第24条の24第3項」に改める。

第3条第1項中「（という。）」の右に「及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）」を加え、「これ」を「これら」に改め、同条第3項中「以下同じ。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（第47条において「障害福祉サービス」という。）」を「）、障害福祉サービス」に改める。

第5条第2項中「自閉症児」を「自閉症を主たる症状とする知的障害のある児童（以下「自閉症児」という。）」に、「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第3項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第6条第2項第2号及び第3号中「訓練室」を「支援室」に改め、同項第4号中「訓練室、屋外訓練場」を「支援室、屋外遊戯場」に改める。

第21条第1項中「入所支援計画」の右に「及び移行支援計画」を加え、同条中第3項を第5項とし、第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。
- 3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊

重するための配慮をしなければならない。

第22条第2項中「この条において」を削り、「行い、」を「行うとともに、障害児の年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう」に改め、同条第5項中「当たっては」の右に「、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で」を加え、同条第8項中「の見直し」を「を見直すべきかどうかについて検討」に改める。

第22条の次に次の1条を加える。

(移行支援計画の作成等)

第22条の2 指定福祉型障害児入所施設の管理者は、児童発達支援管理責任者に移行支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、障害児について、アセスメントを行い、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な支援内容の検討をしなければならない。

3 児童発達支援管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、障害児が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な取組、当該支援を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した移行支援計画の原案を作成しなければならない。

4 児童発達支援管理責任者は、移行支援計画の作成後、移行支援計画の実施状況の把握（障害児についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、障害児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6月に1回以上、移行支援計画を見直すべきかどうかについて検討を行い、必要に応じて移行支援計画の変更を行うものとする。

5 前条第3項及び第5項から第7項までの規定は、第2項に規定する移行支援計画の作成について準用する。

6 前条第3項、第5項から第7項まで及び第9項並びにこの条第2項及び第3項の規定は、第4項に規定する移行支援計画の変更について準用する。

第23条中「前条」を「前2条」に改め、同条に次の1項を加える。

2 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならない。

第26条の見出しを「(支援)」に改め、同条第1項及び第3項から第5項までの規定中「指導、訓練等」を「支援」に改める。

第40条に次の2項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において単に「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 指定福祉型障害児入所施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。第54条第1項第3号中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第55条第1項第2号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第2項第2号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

(児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例の一部改正)

第12条 児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第36号）の一部を次のように改正する。

目次中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に、「医療型児童発達支援センター（第90条—第93条）」を「削除」に改める。

第2条中「指導」を「指導又は支援」に改める。

第68条第3号ア及び第4号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第5号中「肢体不自由」の右に「（法第6条の2の2第2項に規定する肢体不自由をいう。以下同じ。）」を加え、同号アを次のように改める。

ア 支援室及び屋外遊戯場

第69条第9項中「心理指導を」を「心理支援を」に、「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改め、同条第10項中「心理指導担当職員」を「心理担当職員」に改める。

第78条第1号中「訓練室」を「支援室」に改め、同条第3号中「屋外訓練場」を「屋外遊戯場」に、「指導する」を「支援する」に改める。

第79条第4項中「心理指導」を「心理支援」に改める。

第10章の章名を次のように改める。

第10章 児童発達支援センター

第83条を次のように改める。

(設備)

第83条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のあ

る児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）の基準に加えて、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けることとする。

3 第1項に規定する設備の仕様等の基準は、規則で定める。

第84条第1項中「福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）」を「児童発達支援センター」に改め、同項第3号から第5号までの規定中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条中同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 児童発達支援センターにおいて、肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員（嘱託医を除く。）に加えて、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

第84条第4項から第6項までを削り、同条第7項中「第91条第2項において同じ」を削り、「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改め、同条中同項を第4項とし、第8項を第5項とする。

第85条及び第86条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第87条及び第88条を次のように改める。

第87条 削除

（心理学的及び精神医学的診査）

第88条 児童発達支援センターにおいて障害児に対して行う心理学的及び精神医学的診査は、児童の福祉に有害な実験にわたってはならない。

第11章を次のように改める。

第11章 削除

第90条から第93条まで 削除

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例の一部改正）

第13条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「、医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削り、「同条第4項」を「同条第3項」に、「同条第5項」を「同条第4項」に、「同条第6項」を「同条第5項」に改める。

第16条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思

決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第17条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同条中同項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「の見直し」を「を見直すべきかどうかについて検討」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「利用者」の右に「及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援（児童福祉法第24条の26第2項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（）」の右に「利用者及び当該」を、「開催し」の右に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同条中同項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思、選好、判断能力等について丁寧に把握しなければならない。

第18条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第40条第1項第3号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第51条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第53条第1項第2号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第55条第1項中「第66条第1項」を「第62条の2」に改める。

第56条及び第61条中「同条第8項」を「同条第9項」に、「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第62条の次に次の1条を加える。

（規模）

第62条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

第64条第1項中「就労移行支援の事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）」を「就労移行支援事業所」に改める。

第66条第1項中「就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）」を「就労移行支援事業者」に改める。

第70条中「から第39条まで」を「から第37条まで、第39条」に、「同条第8項」を「同条第9項」に、「第

18条」を「第18条第1項」に改め、「、第38条ただし書中「第37条ただし書」とあるのは「第70条において準用する基準省令第37条ただし書」と、「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と」を削る。

第85条及び第88条中「第18条」を「第18条第1項」に改める。

第89条第1項中「、指定医療型児童発達支援（同条例第57条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。）の事業」を削る。

（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例の一部改正）

第14条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条例（平成24年京都府条例第40号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

4 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。

5 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。

第11条第2項第2号及び第3項第1号中「又は作業療法士」を「、作業療法士又は言語聴覚士」に改める。

第18条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

第19条第2項中「行い」を「行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（第6項において「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。

第19条第10項中「第7項」を「第8項」に、「第8項」を「第9項」に改め、同条中同項を第11項とし、第9項を第10項とし、同条第8項中「の見直し」を「を見直すべきかどうかについて検討」に改め、同項を同条

第9項とし、同条第7項中「利用者」の右に「及び当該利用者に対して指定計画相談支援を行う者」を加え、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「会議（」の右に「利用者及び当該」を、「担当者等」の右に「（地域移行等意向確認担当者を含む。）」を、「開催し」の右に「、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに」を加え、同条中同項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思、選好、判断能力等について丁寧に把握しなければならない。第20条に次の1項を加える。

2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。第20条の次に次の2条を加える。

（地域との連携等）

第20条の2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（規則で定める方法により行われるものを含む。以下この条において「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

3 障害者支援施設は、前項の規定による地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。

4 障害者支援施設は、第2項の規定による報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準じる措置として知事が定めるものを講じている場合には、適用しない。

（地域移行等意向確認担当者の選任等）

第20条の3 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外

における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。

2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握し、又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。

3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。

第40条に次の2項を加える。

3 障害者支援施設は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

第44条を削り、第45条を第44条とし、第45条の2を第45条とする。

（介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例の一部改正）

第15条 介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例（平成30年京都府条例第37号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める。

第26条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第34条の見出しを「（協力医療機関等）」に改め、同条第1項中「協力病院」を「規則で定める要件を満たす協力医療機関」に改め、同条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

2 介護医療院は、前項の規定により協力医療機関を定めたときは、その名称等を知事に届け出るとともに、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認しなければならない。

3 介護医療院は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。

4 介護医療院は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

5 介護医療院は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該介護医療院に速やかに当該入所者を入所させることができるよう努めなければならない。

第35条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改め、「重要事項」の右に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する」を削り、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 介護医療院は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条の2の次に次の1条を加える。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第40条の3 介護医療院は、当該介護医療院における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護医療院における入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（規則で定める方法により行われるものを含む。）を定期的に開催しなければならない。第53条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型介護医療院の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

（社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第16条 社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例等の一部を改正する条例（令和3年京都府条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出しを「（介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）」に改め、同項及び附則第3項を次のように改める。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和9年3月31日までの間、介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する

る条例第92条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者についての第4条の規定による改正後の同条例(以下「新指定居宅サービス基準条例」という。)第3条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

- 3 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス基準条例第97条及び第99条の規定の適用については、新指定居宅サービス基準条例第97条中「事業の」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」と、新指定居宅サービス基準条例第99条中「利用者」とあるのは「利用者」と、第32条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、第40条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

附則第4項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)」を付し、同項及び附則第5項を次のように改める。

- 4 施行日から令和9年3月31日までの間、指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例第90条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者についての第5条の規定による改正後の同条例(以下「新指定介護予防サービス基準条例」という。)第3条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

- 5 施行日から令和9年3月31日までの間、新指定介護予防サービス基準条例第93条及び第95条の規定の適用については、新指定介護予防サービス基準条例第93条中「事業の」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」と、新指定介護予防サービス基準条例第95条中「利用者」とあるのは「利用者」と、第56条の2の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」と、「第74条の2」とあるのは「第56条の10の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、第74条の2」とする。

附則第6項から第14項までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただ

し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第15項の規定 公布の日
- (2) 第4条中介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例第67条第1項、第82条、第87条、第138条、第142条並びに第192条第1項第1号及び第4号の改正規定並びに第5条中介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例第67条第1項の改正規定、同条例第81条の改正規定(同条第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める部分を除く。)、同条例第119条の改正規定(同条第1項第2号中「(以下この章において「看護職員」という。)」を削る部分及び同条第3項中「基準条例」を「指定居宅サービス基準条例」に改める部分を除く。)並びに同条例第176条第1項第1号及び第4号の改正規定 令和6年6月1日
- (3) 第1条中社会福祉法に基づく軽費老人ホームの設備等の基準に関する条例第28条の改正規定、第4条中介護保険法に基づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する条例第34条及び第262条の改正規定、第5条中介護保険法に基づく指定介護予防サービスの事業の人員等の基準等に関する条例第56条の4及び第248条の改正規定、第6条中介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員等の基準等に関する条例第34条の改正規定(同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める部分を除く。)、第7条中介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例第34条の改正規定(同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める部分を除く。)並びに第15条中介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に関する条例第35条の改正規定(同条第1項中「協力病院」を「協力医療機関」に改める部分を除く。) 令和7年4月1日
(協力医療機関との連携に関する経過措置)

- 2 令和9年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の老人福祉法に基づく養護老人ホームの設備等の基準に関する条例第24条第1項、第3条の規定による改正後の老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設備等の基準に関する条例(以下「新特別養護老人ホーム基準条例」という。)第27条第1項(新特別養護老人ホーム基準条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)、第6条の規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員等の基準等に関する条例(以下「新指定介護老人福祉施設基準条例」という。)第33条第1項(新指定介護老人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含む。)、第7条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護老人保健施設の人員等の基準に関する条例(以下「新介護老人保健施設基準条例」という。)第33条第1項(新介護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合を含む。)及び第15条の規定による改正後の介護保険法に基づく介護医療院の人員等の基準に

関する条例（以下「新介護医療院基準条例」という。）第34条第1項（新介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員
の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置
に係る経過措置）

3 令和9年3月31日までの間、新特別養護老人ホーム
基準条例第31条の3（新特別養護老人ホーム基準条例
第43条、第49条及び第53条において準用する場合を
含む。）、第4条の規定による改正後の介護保険法に基
づく指定居宅サービスの事業の人員等の基準等に関する
条例（以下「新指定居宅サービス基準条例」という。）
第167条の2（新指定居宅サービス基準条例第182条、
第182条の3、第189条、第205条（新指定居宅サー
ビス基準条例第217条において準用する場合を含む。）及
び第238条において準用する場合を含む。）、第5条の
規定による改正後の介護保険法に基づく指定介護予防
サービスの事業の人員等の基準等に関する条例（以下
「新指定介護予防サービス基準条例」という。）第142
条の2（新指定介護予防サービス基準条例第161条、
第166条の3、第173条、第183条（新指定介護予防サ
ービス基準条例第198条において準用する場合を含む。）
及び第219条において準用する場合を含む。）、新指定
介護老人福祉施設基準条例第40条の3（新指定介護老
人福祉施設基準条例第55条において準用する場合を含
む。）、新介護老人保健施設基準条例第39条の3（新介
護老人保健施設基準条例第54条において準用する場合
を含む。）及び新介護医療院基準条例第40条の3（新
介護医療院基準条例第55条において準用する場合を含
む。）の規定の適用については、これらの規定中「開
催しなければ」とあるのは、「開催するよう努めなけ
れば」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

4 令和7年3月31日までの間、新指定居宅サービス基
準条例第156条第6項（新指定居宅サービス基準条例
第182条の3及び第189条において準用する場合を含
む。）、第175条第8項、第195条第6項及び第210条第
8項並びに新指定介護予防サービス基準条例第138条
第3項（新指定介護予防サービス基準条例第161条、
第166条の3及び第173条において準用する場合を含
む。）及び第179条第3項（新指定介護予防サービス基
準条例第198条において準用する場合を含む。）の規定
の適用については、これらの規定中「講じなければ」
とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

5 令和9年3月31日までの間、新指定居宅サービス基
準条例第229条の2及び新指定介護予防サービス基準
条例第212条の2の規定の適用については、これらの
規定中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努め
なければ」とする。

（地域との連携等に係る経過措置）

6 令和7年3月31日までの間、第8条の規定による改
正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業
の人員等の基準等に関する条例（以下「新指定障害福
祉サービス基準条例」という。）第199条の7（新指定
障害福祉サービス基準条例第202条の22において準用
する場合を含む。以下この項において同じ。）及び第
202条の10、第9条の規定による改正後の障害者の日
常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に
基づく指定障害者支援施設の人員等の基準等に関する
条例（以下「新指定障害者支援施設基準条例」という。）
第26条の2並びに第14条の規定による改正後の障害者
の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法
律に基づく障害者支援施設の設備等の基準に関する条
例（以下「新障害者支援施設基準条例」という。）第
20条の2の規定の適用については、新指定障害福祉
サービス基準条例第199条の7第2項及び第3項並び
に第202条の10第2項及び第3項、新指定障害者支
援施設基準条例第26条の2第2項及び第3項並びに新
障害者支援施設基準条例第20条の2第2項及び第3項中
「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなけれ
ば」と、新指定障害福祉サービス基準条例第199条の
7第4項及び第202条の10第4項、新指定障害者支
援施設基準条例第26条の2第4項並びに新障害者支
援施設基準条例第20条の2第4項中「公表しなければ」と
あるのは「公表するよう努めなければ」とする。

（地域移行等意向確認担当者の選任等に係る経過措置）

7 令和8年3月31日までの間、新指定障害者支援施設
基準条例第26条の3第1項及び第2項並びに新障害者
支援施設基準条例第20条の3第1項及び第2項の規定
の適用については、新指定障害者支援施設基準条例第
26条の3第1項及び新障害者支援施設基準条例第20条
の3第1項中「定める」とあるのは「定めるよう努め
る」と、「選任しなければ」とあるのは「選任するよ
う努めなければ」と、新指定障害者支援施設基準条例
第26条の3第2項及び新障害者支援施設基準条例第20
条の3第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告
するよう努めなければ」とする。

（旧指定医療型児童発達支援事業所等の従業者に係る経
過措置）

8 旧指定医療型児童発達支援事業所等（児童福祉法等
の一部を改正する法律（令和4年法律第66号。附則第
12項において「一部改正法」という。）附則第4条第
1項の規定により児童福祉法（昭和22年法律第164号）
第21条の5の3第1項の指定（以下この項において単
に「指定」という。）を受けたものとみなされた者の
当該指定に係る児童福祉法に基づく指定通所支援の事
業の人員等の基準等に関する条例第6条第1項に規定
する指定児童発達支援事業所（児童発達支援センター
であるものに限る。）又は第10条の規定による改正前
の同条例第7条第3項に規定する主として難聴児を通
わせる指定児童発達支援事業所若しくは同条第4項に
規定する主として重症心身障害児を通わせる指定児童

発達支援事業所でこの条例の施行の際現に指定を受けているもの（附則第10項において「難聴児等通所指定児童発達支援事業所」という。）をいう。次項において同じ。）に係る従業者の基準については、第10条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員等の基準等に関する条例（以下「新指定通所支援基準条例」という。）第7条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

（旧指定医療型児童発達支援事業所等の設備に係る経過措置）

9 旧指定医療型児童発達支援事業所等に係る設備の基準については、新指定通所支援基準条例第11条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（難聴児等通所指定児童発達支援事業所の利用定員に係る経過措置）

10 難聴児等通所指定児童発達支援事業所に係る利用定員の基準については、新指定通所支援基準条例第12条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

（指定児童発達支援プログラムの公表に係る経過措置）

11 令和7年3月31日までの間、新指定通所支援基準条例第27条の2（新指定通所支援基準条例第56条の5、第56条の9、第73条、第73条の2、第73条の6及び第73条の14において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新指定通所支援基準条例第27条の2中「公表しなければ」とあるのは、「公表するよう努めなければ」とする。

（旧福祉型児童発達支援センター等の設備に係る経過措置）

12 旧福祉型児童発達支援センター等（一部改正法附則第11条の規定により児童発達支援センターを設置しているものとみなされた者の当該設置に係る児童発達支援センター又は第12条の規定による改正前の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例第83条第3号に規定する主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターであった児童発達支援センター若しくは同条第4号に規定する主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターであった児童発達支援センターでこの条例の施行の際現に設置されているものをいう。次項において同じ。）の設備の基準については、第12条の規定による改正後の児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備等の基準に関する条例（以下「新児童福祉施設基準条例」という。）第83条の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（旧福祉型児童発達支援センター等の職員に係る経過措置）

13 旧福祉型児童発達支援センター等の職員の基準については、新児童福祉施設基準条例第84条の規定にかかわらず、令和9年3月31日までの間、なお従前の例によることができる。

（調整規定）

14 この条例及び介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例を廃止する等の条例（令和6年京都府条例第 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員等の基準に関する条例を廃止する等の条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。

（規則への委任）

15 この附則に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

京都府条例第3号

京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例の一部を改正する条例

京都府国民健康保険事業費納付金の徴収に関する条例（平成29年京都府条例第43号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項及び第4項並びに第4条第2項中「令附則第4条の規定により読み替えられた」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。